



平成31年 3月26日

公益財団法人緑の安全推進協会 様

一般社団法人全国植物検疫協会
事務局 長

平成31年度輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業に係る専門家の募集について

貴下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から当協会の業務の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業については、先般3月13日に農林水産省において開札があり、当協会が落札したところです。本事業については、一昨年度及び前年度と同様に相談窓口を設置し、専門家を登録して技術的サポートを実施することとして、現在計画書を策定しているところであり、4月1日の農林水産省との契約後直ちに事業を開始すべく、準備を進めているところです。

つきましては、当該事業に係る専門家を別紙「専門家募集要領」に基づき募集いたしますので、貴会員にご案内いただきますようお願い申し上げます。

なお、専門家に応募いただける場合は、別紙に必要事項をご記入の上、4月5日までに当事務局までご提出（eメール又はFAX）くださいますようお願い申し上げます。

連絡先 一般社団法人 全国植物検疫協会内
サポート事務局
〒101-0047東京都千代田区内神田3-4-3
TEL 070 (1187) 1520
FAX 03 (5294) 1525
e-メール support@zenshoku-kyo.or.jp

(別紙)

専 門 家 募 集 要 領

平成31年度輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業は、次の8つの事業内容を実施することとしている。

- ① 専門家リストの整備
- ② 相談窓口の設置
- ③ インターネットサイトの運営
- ④ 輸出産地等の現状把握の実施
- ⑤ 専門家による技術的サポートの実施
- ⑥ サポート事例集の作成
- ⑦ 技術資料の作成
- ⑧ 報告書の作成

この事業では、輸出産地等からの相談や問合せ等に応じて①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理、③農薬の適正使用（残留農薬）、④流通・販売等に係る各分野の専門家を現地に派遣して、当該専門家による技術的サポートの実施が重要な役割を担うこととなる。

このため、当該専門家は、本事業への協力を理解を示し、現場指導の対応が可能な専門家としての資質を有する者とし、以下のとおり募集する。

1. 分野別の募集人数

- (1) 植物検疫に係る専門家 : 50～70名
- (2) 病虫害防除・栽培管理に係る専門家 : 30～50名
- (3) 農薬の適正使用（農薬残留）に係る専門家 : 80～100名
- (4) 流通・販売に係る専門家 : 10名

2. 専門家の業務内容

- (1) 輸出産地等における輸出に関する意向、現状、課題等の聴取
- (2) 技術的サポート方針に係るサポート事務局との協議
- (3) 地方自治体、生産者、生産者団体等の現地関係者を含めた技術的サポートの検討体制の構築
- (4) 輸出先国の植物検疫条件等に基づく、植物検疫に係る手続き等、病虫害防除・栽培管理、農薬の適正使用（残留農薬）、携帯品（おみやげ）の円滑な持ち出し等に係る技術的サポートの実施
- (5) 「輸出産地カルテ」の作成
- (6) サポート事務局への報告及び必要な書類の提出
- (7) その他、サポート事務局が指示する事項

3. 勤務時間

勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）の8時30分から17時までとする。ただし、専門家が組織に所属する場合は、当該組織の定める勤務時間による。

4. 報酬及び旅費等の支払い

当該事業の専門家として勤務した場合、次により報酬等を支払う。

(1) 報酬

専門家が、サポート事務局からの依頼に基づき、技術的サポートを実施した場合は、1時間当たり4,000円を支払う。ただし、日額16,000円を支給の限度とする（時間外に勤務した場合は別途定める報酬を支払う。）。

なお、技術的サポートには、相談者との日程調整やサポートに伴う資料の作成、サポート後の「輸出産地カルテ」の作成・報告等の事務を含むものとする。

(2) 旅費

サポート事務局が別に定める支給額により日当、交通費等を支給する。

5. 専門家の選定・登録

専門家は、植物検疫、病虫害防除・栽培管理又は農薬の適正使用（残留農薬）、流通・販売に係る業務に5年以上従事した経験のある有識者からなる選定委員会において厳選され、委嘱通知をもって登録する。

6. 専門家の任期

平成31年4月1日から平成32年3月19日まで

7. 募集期間

随時

